

全タク連発第4号
令和2年4月1日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の
認定について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記について、国土交通省より別添のとおり下記の者を認定した旨通知がありました。

つきましては、了知されるとともに、傘下会員に対し周知方お願いします。

謹白

記

○一般社団法人日本海事検定協会

国官運安第627号の3
国自安第200号の3
国自旅第299号の3
国自貨第156号の3
令和2年3月26日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省

大臣官房運輸安全監理官



自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局貨物課長



自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の
認定について

標記について、別添のとおり一般社団法人日本海事検定協会代表理事会長あて通知した
ので了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国官運安第627号
国自安第200号
国自旅第299号
国自貨第156号
令和2年3月26日

一般社団法人日本海事検定協会
代表理事会長 齋藤 威志 殿

国土交通省
大臣官房運輸安全監理官

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局貨物課長

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の
認定について

平成29年7月12日付本企第29-177号をもって貴協会から申請のあった、標記第
三者機関としての認定については、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメン
ト等の実施について」（平成21年10月16日付国官運安第156号、国自安第8
8号、国自旅第163号、国自貨第95号）記I4.（1）①イからニまでのいずれ
にも該当すると認められるので、令和2年3月26日付で認定する。

なお、当該認定申請の内容に変更があった場合には、その内容を速やかに報告する
こと。